

臨時報告書

〔金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書〕

2014年7月1日

王子ホールディングス株式会社

(E00642)

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年7月1日
【会社名】	王子ホールディングス株式会社
【英訳名】	Oji Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進 藤 清 貴
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表) 03 (3563) 1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表) 03 (3563) 1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2014年6月27日開催の当社第90回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2014年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役として、篠田和久、進藤清貴、矢嶋進、東剛、渡良司、湊上一雄、島村元明、小関良樹、青山秀彦、加来正年、秋山収及び奈良道博を選任する。

秋山収及び奈良道博は、社外取締役候補者である。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、北田幹直を選任する。

北田幹直は、社外監査役候補者である。

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案 取締役報酬等上限の件

取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益の総額の上限を年額5億円とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案					
篠田 和久	715,598	27,412	9,515	91.87	可決
進藤 清貴	725,923	17,088	9,515	93.20	可決
矢嶋 進	725,931	15,560	11,031	93.20	可決
東 剛	725,950	15,541	11,031	93.20	可決
渡 良司	726,380	15,112	11,031	93.26	可決
淵上 一雄	726,397	15,095	11,031	93.26	可決
島村 元明	726,404	15,088	11,031	93.26	可決
小関 良樹	726,402	15,090	11,031	93.26	可決
青山 秀彦	738,180	3,312	11,031	94.77	可決
加来 正年	738,169	3,323	11,031	94.77	可決
秋山 收	735,733	15,330	1,466	94.46	可決
奈良 道博	749,424	1,639	1,466	96.22	可決
第2号議案					
北田 幹直	750,195	882	1,466	96.31	可決
第3号議案	556,258	194,342	1,941	71.41	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

<株主提案（第4号議案）>

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	反対率 (%)	決議結果
第4号議案	27,001	723,421	1,945	92.90	否決

(注) 議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主（委任状による出席を含む）のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、第1号議案から第3号議案までについては、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立し、第4号議案については、会社法上否決されることが明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上